

●●●●一般社団法人 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、●●●●一般社団法人と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、不動産の流動化取引の発展を社員共通の目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 不動産の保有、売買、賃貸借及び管理並びに不動産信託受益権の取得、保有及び処分をその目的とする会社の株式、出資持分、特定出資等の取得、保有及び処分
- 2 その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を●●●●に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(社員の名称及び住所)

第5条 当法人の社員は、次の者とする。

(住所) ●●●●

(氏名) ●●●●

(住所) ●●●●

(氏名) ●●●●

(入 社)

第6条 当法人に入社しようとする者は、社員全員の書面による同意を得なければならない。

(退 社)

第7条 社員は、その1年前までに予告していた場合に限り、別に定める退社届を理事に提出して、任意に退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退社することができる。

② 前項のほか、次に掲げる事由によって、社員は退社する。

- 1 破産、再生手続その他の法的倒産手続の開始の申立があったとき
- 2 総社員の同意
- 3 死亡又は解散
- 4 除名

(除 名)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成をもって、その社員を除名することができる。この場合、直ちに、除名した旨をその社員に通知する。

- 1 当法人の定款に違反したとき
 - 2 その他正当な事由があるとき
- ② 社員を除名しようとするときは、社員総会の日から1週間前までに、その社員に対してその旨を通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(経費等の負担)

第9条 社員は、当法人に対し、経費その他一切の金銭の支払をなす義務を負わない。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 定時社員総会は、各事業年度末日の翌日から起算して、3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要があるときに随時開催する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事がこれを招集する。

(議 長)

第11条 社員総会の議長は、理事がこれに当たる。

(決議の方法)

第12条 社員総会の議事は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が、自ら又は代理人により出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

② 社員総会の決議は、総社員の同意があるときは、書面によって行うことができる。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議事録、書面決議書)

第14条 社員総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録にこれを記載し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

② 第12条第2項の規定に基づいて書面による決議を行う場合、社員は書面による決議書に署名又は記名押印しなければならない。

第4章 理事

(理事の員数及び任期)

第15条 当法人に、理事1名を置き、社員総会の決議をもって、これを選任する。

② 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時社員総会の集結の時までとする。

第5章 計 算

(事業年度及び決算期)

第16条 当法人の事業年度は、毎年●月1日から[翌年]●月末日までとし、事業年度の末日を決算期とする。

(貸借対照表の公告)

第17条 当法人は、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

第6章 基 金

(基金引受者の募集)

第18条 当法人は、法令及び本約款の定めるところに従い、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第19条 基金の返還に係わる債権には、利息を付さない。基金は、当法人が解散するときまで返還しない。

- ② 基金の返還に係わる債権は、譲渡又は質入れすることはできない。
- ③ 基金の返還に係わる債権の債権者は、破産手続、再生手続、その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しない。
- ④ 他の定款の定めにかかわらず、当法人の基金の拠出者は、基金の返還その他名目の如何にかかわらず、その累計額が対応する基金の拠出額を超えて、当法人から収益の配当又は財産の分配を受けることができないものとする。

(基金の返還の手続)

第20条 基金の返還は、定時社員総会が決議したところに従って行うものとする。

第7章 解 散

(解 散)

第21条 当法人は、次に掲げる事由によって、解散する。

- 1 社員総会の決議
 - 2 合併（当法人が消滅する場合の合併に限る）
 - 3 社員が欠けたこと
 - 4 破産手続開始の決定
 - 5 解散を命ずる裁判
- ② 前項第1号に掲げる事由によって解散するときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(残余財産の帰属)

第22条 解散に伴い債務（基金の返還に係る債務を含む。）を完済した後に、当法人に残余財産があるときは、社員総会の決議によって、当該残余財産の分配を受ける者を定め、その者に対して当該残余財産を分配する。但し、解散の時ににおいて当法人の基金の返還に係る債権の債権者であった者に残余財産を帰属させることはできない。

第8章 附 則

(最初の理事)

第23条 当法人の最初の理事は、次のものとする。

(住所) ●●●●

(氏名) ●●●●

(最初の事業年度)

第24条 当法人の最初の事業年度は、設立の日から平成●年●月末日までとする。

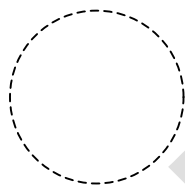
以上 ●●●●一般社団法人を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成●年●月●日

社 員

(住所) ●●●●

(氏名) ●●●●



(住所) ●●●●

(氏名) ●●●●

